五　実習を行う場合にあっては、第二号に規定する研修の内容を満たす実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。

六　実習を行う場合にあっては、実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

第二十二条の二十七第二項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第二十二条の二十八中「氏名及び」を「氏名」に、「修了した研修の課程及び」を「研修の」に、「並びに」を「及び」に改める。

第二十二条の二十九第一号中「課程並びに」を削る。

第二十二条の三十一第一項中「介護職員基礎研修課程、一級課程及び二級課程」を「介護職員初任者研修課程」に改め、同条第三項中「、演習」を「及び演習」に改める。

第二十二条の三十四中「、「研修」とあるのは「講習」と」を削る。

第五章中第百四十条の六十三の前に次の二条を加える。

（法第百十五条の四十五第二項の厚生労働省令で定める基準）

第百四十条の六十二の三　法第百十五条の四十五第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　法第百十五条の四十五第二項第一号及び第二号に掲げる事業の対象となる居宅要支援被保険者については、市町村又は地域包括支援センターが、当該居宅要支援被保険者の意思を最大限に尊重しつつ、当該居宅要支援被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な介護予防支援又は同項第三号の援助を行うことにより、決定すること。

二　法第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業に従事する者（次号及び第百四十条の六十九において「従事者」という。）の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。

三　従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。

四　利用者に対する法第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業の実施により事故が発生した場合に、次のイからハまでに掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。

イ　当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は法第百十五条の四十五第二項第三号の援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。

ロ　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

ハ　賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

（法第百十五条の四十五第二項第二号の厚生労働省令で定める事業）

第百四十条の六十二の四　法第百十五条の四十五第二項第二号の厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業のうち市町村が定めるものとする。

一　栄養の改善を目的として、被保険者（第一号被保険者及び要支援者である第二号被保険者に限る。以下この条において同じ。）に対して配食を行う事業

二　被保険者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、被保険者に対して、定期的な安否確認及び緊急時の対応を行う事業

三　その他地域の実情に応じつつ、法第百十五条の四十五第一項第一号に掲げる事業及び同条第二項第一号に掲げる事業と一体的に行われることにより、被保険者について、要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援に資する事業

第五章中第百四十条の六十八の次に次の四条を加える。

（法第百十五条の四十七第五項の厚生労働省令で定める基準）

第百四十条の六十九　法第百十五条の四十七第五項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。

二　従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。

三　利用者に対する法第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業の実施により事故が発生した場合に、次のイからハまでに掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。

イ　市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は法第百十五条の四十五第二項第三号の援助を行う地域包括支援センター等（法第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業にあっては、市町村、当該利用者の家族等）に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。

ロ　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

ハ　賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

（法第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の委託の届出）

第百四十条の七十　法第百十五条の四十七第六項の規定により、同条第五項の規定により法第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の実施の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）が、その事業の一部を、次条に規定する者に委託しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項について市町村長に届け出なければならない。

一　法第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の一部を委託しようとする事業所の名称及び所在地

二　委託しようとする法第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の内容

三　法第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の一部を委託しようとする期間

2　受託者は前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3　受託者は、法第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の一部を委託する上で必要な情報を当該委託を受けた者に提供しなければならない。

（法第百十五条の四十七第六項の厚生労働省令で定める者）

第百四十条の七十一　法第百十五条の四十七第六項の厚生労働省令で定める者は、指定居宅介護支援事業者とする。

（利用料）

第百四十条の七十二　法第百十五条の四十七第八項の規定による利用料に関する事項は、市町村が定める。

第七章中第百六十条の前に次の一条を加える。

（法第百七十六条第一項第二号の厚生労働省令で定める審査及び支払）

第百五十九条の二　法第百七十六条第一項第二号の厚生労働省令で定める審査及び支払は、法第百十五条の四十五第六項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の利用者ごとの利用状況に応じて支払われる費用の支払決定に係る審査及び支払（特定介護予防福祉用具販売に係るものを除く。）とする。

様式第十一号中「（介護職員基礎研修課程、一級課程、二級課程又は三級課程）」を「課程」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二十二条の二十三の改正規定、第二十二条の二十四の改正規定、第二十二条の二十六から第二十二条の二十九までの改正規定、第二十二条の三十一の改正規定、第二十二条の三十四の改正規定及び様式第十一号の改正規定並びに次条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　次に掲げる者は、この省令による改正後の介護保険法施行規則（以下「新介護保険法施行規則」という。）第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者とみなす。

一　第二十二条の二十三の改正規定の施行の際現にこの省令による改正前の介護保険法施行規則第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程、一級課程又は二級課程（以下「旧研修課程」という。）を修了し、当該旧研修課程を修了したことにつき、当該旧研修課程に係る研修を行った者から当該旧研修課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者

二　第二十二条の二十三の改正規定の施行の際現に旧研修課程を受講中の者であって、第二十二条の二十三の改正規定の施行後当該旧研修課程を修了したことにつき、当該旧研修課程に係る研修を行った者から当該旧研修課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの